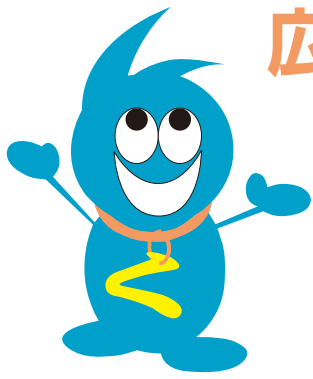




広報

しらっぴい

倉敷市水道局

Kurashiki Waterworks Bureau News

2015

7月

第53号

安全な水道水を提供します

～厳しくチェックしています～



▲光学顕微鏡を用いた検査の様子

- ◆平成 27 年度水質検査計画 …P2
を策定しました
- ◆平成 26 年度水質検査結果 …P3
- <インフォメーション> …P4
- ◆水道メーターの取り替え・
取り外しにご協力を
- ◆小規模貯水槽水道を点検し
ています
- ◆古い写真や資料を探してい
ます！

水道局では、水道水の安全性を確保するために、厳重に水質をチェックしています。

写真は、高梁川で採取した水を、光学顕微鏡で検査している様子です。川の水には、いろいろな微生物が含まれていますが、浄水処理を行うことで、蛇口から直接飲んでもまったく問題のない、安全・安心な水道水に生まれ変わります。

この光学顕微鏡以外にも、さまざまな検査機器を備えています。また、水質検査が正確で適正に行われていることを保障する「水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）」の認定も受けています。

今後も適正な水質検査を行うとともに、水源から蛇口までの水質管理体制の充実を図り、安全・安心な水道水をお届けします。

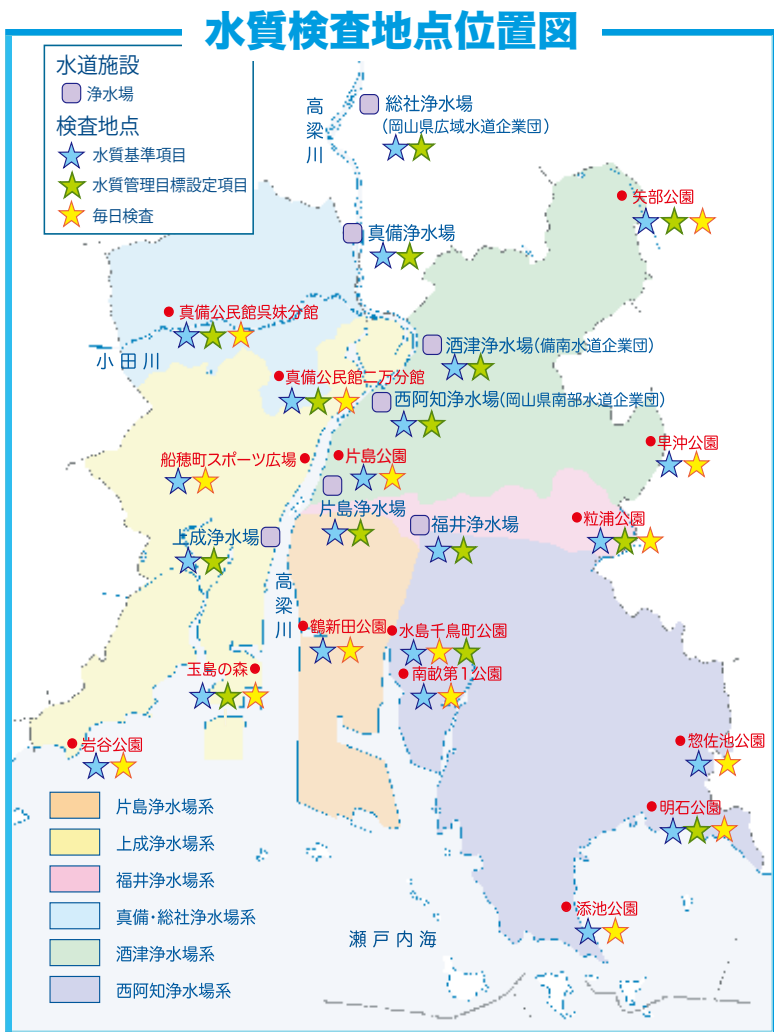
平成27年度水質検査計画を策定しました

水道局では、安全でおいしい水道水を届けるために、さまざまな取り組みを行っています。

その一つとして定期的に水質検査を行い、浄水処理や水質管理に役立てています。この水質検査の

項目・地点・回数などをまとめたものが水質検査計画です。

水質検査の適正化や透明性の向上を図るため、毎年3月末までに翌年度の計画を策定し、公表しています。



1 水質基準項目

水道水は、水道法により水質基準項目が定められており、水道局では51項目を検査しています。市内の浄水場と15カ所の給水栓の水質検査をしています。

2 水質管理目標設定項目

水質基準項目以外にも、水道局では24項目について検査をしています。

3 毎日検査

水道法に基づき、「色」「濁り」「残留塩素」の検査を市内15カ所の給水栓で毎日しています。

※詳しい内容は…

水道局のホームページで公開しています。また、水道局の窓口にも閲覧用冊子を置いてあります。



水道コラム

水道水は、そのまま

飲んでも大丈夫！

皆さんは水道水を飲むとき、お茶やコーヒーにして飲んでますか？それとも、水道水は飲んでいませんか？水道水はそのまま飲んでも安全なんですよ！いろいろな検査機器を使って、何10項目も検査していますので、安心して蛇口から出てくる水を飲むことができます。

熱中症予防にも水道水を！

気温や湿度が高い日が続いていますが、熱中症対策はできていますか？熱中症は、小さな子どもや高齢者だけではなく、誰もが発症する危険があります。暑い時は無理をしないで、喉の渴きを感じる前に、小まめに水分補給をしてください。夏を元気に過ごすためにも、水分補給には安全で、手軽な水道水を飲みましょう！

平成 26 年度 水質検査結果（年間平均値）



検査結果は水質基準を全て満たしており、安心してお飲みいただけます。

■水質基準項目 [51 項目] 人の健康の保護または生活上の支障を生じる恐れのあるものについて基準を設定した項目

項 目	基 準 値	片島系	上成系	福井系	真備系	酒津系	西阿知系	備 考
1 一般細菌	100 集落数 /mL 以下	0	0	0	0	1	0	病原生物
2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	重金属
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8 六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	無機物質
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.54	0.58	2.18	1.81	0.66	0.68	
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	0.50	0.12	0.21	0.26	0.13	0.10	有機物質
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.07	<0.01	0.12	0.02	<0.01	<0.01	
14 四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
15 1,4- ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	0.0014	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	消毒副生成物
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	0.0007	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	0.0008	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
20 ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
21 塩素酸	0.6 mg/L 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23 クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.006	0.002	<0.001	<0.001	0.003	0.009	
24 ジクロロ酢酸	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.010	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	
26 臭素酸	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27 総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.030	0.008	0.009	0.003	0.009	0.016	色
28 トリクロロ酢酸	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.008	0.003	<0.001	<0.001	0.003	0.005	
30 ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.006	<0.001	0.007	0.001	<0.001	<0.001	
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	味覚
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.03	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	
35 銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	色
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	30.2	7.3	38.3	13.2	7.1	7.3	
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	味覚
38 塩化物イオン	200 mg/L 以下	32.5	7.0	29.3	12.8	6.9	8.5	
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	55	55	115	85	53	54	発泡
40 蒸発残留物	500 mg/L 以下	149	90	244	144	86	94	
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	臭い
42 ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	発泡
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
45 フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	臭い
46 有機物（全有機炭素の量）	3 mg/L 以下	0.7	0.5	0.4	0.4	0.5	0.7	
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	7.7	7.3	7.7	7.0	7.4	7.4	基礎的性状
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50 色度	5 度以下	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
51 濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	

※各浄水場の系統ごとに記載しています。

●水質検査計画・水質検査結果についての問い合わせ先 浄水課（片島浄水場）☎ 465-7314

INFORMATION

■ 水道メーターの取り替え・取り外しにご協力を

● 取り替え

水道メーターは、水道局からお客さまに貸し出しているものです。計量法に基づき8年目ごとに取り替えています（費用は水道局が負担します）。留守の間に取り替え作業を行うこともありますので、メーターボックスの上に自動車、植木鉢などを置かないよう、ご協力ください。

◆ 期 間 7月～10月

◆ 対 象 該当する家庭には事前にお知らせします。

◆ 施工業者 水道局が委託した倉敷市指定給水装置工事事業者

● 取り外し

空き家などで長期間使用されていない水道メーターについては、取り替えではなく、取り外しのみを行っています。使用を再開される際にはご連絡ください。

◆ 期 間 6月～平成28年3月

◆ 施工業者 協同組合倉敷市管事業協会

※施工業者は身分証明書を持っていますので、不審に思ったときは提示を求めてください。



● 問い合わせ先 水道営業課 ☎ 426-3661、水島 ☎ 446-1611・児島 ☎ 473-1125・玉島 ☎ 522-8123（真備・船穂地区を含む）の各営業所

■ 小規模貯水槽水道を点検しています

水道局では容量10立方メートル以下の受水槽（小規模貯水槽水道）の巡回点検サービスを行っており、市内を3年で一巡しています（費用は水道局が負担します）。

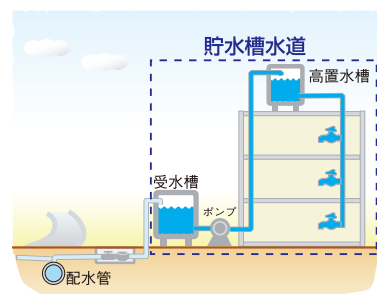
◆ 期 間 7月～平成28年1月

◆ 実施地区 大高地区の一部（沖・沖新町・西中新田・東富井・西富井・上富井）
老松地区・中洲地区・西阿知地区および玉島・真備地区の全域
※対象者には事前にお知らせします。

◆ 点検内容 ▷ 給水栓（蛇口）での簡易な水質検査
▷ 水槽の管理など、施設管理状況の点検

◆ 点検業者 水道局が委託した倉敷市指定給水装置工事事業者

※点検業者は身分証明書を持っていますので、不審に思ったときは提示を求めてください。



● 問い合わせ先 給水課 ☎ 426-3685



倉敷町内での水道管敷設の様子

【お願い】古い写真や資料を探しています！

倉敷の水道は、平成28年に100周年を迎えます。後世に歩みを引き継ぐため、水道にまつわる資料を集めています。お持ちの方はご連絡ください。

● 問い合わせ先 企画検査室 ☎ 426-3654



広報くらっぴい 平成27年7月発行 第53号

（「くらっぴい」は、倉敷市水道局イメージキャラクターの名前です）

■ 編集・発行 / 倉敷市水道局水道総務課企画検査室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL 426-3654 FAX 427-7271

■ ホームページ / <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/suidou/>

■ Eメール / wbadm@city.kurashiki.okayama.jp

広報くらっぴいは年4回（1月、4月、7月、10月）発行しています。

水道料金のお支払いには、便利な口座振替をご利用ください。